

事業者各位

財政局資産経営部契約課長

千葉市建設工事等の入札・契約制度の改正について

契約課が発注する建設工事の入札・契約制度を改正しましたのでお知らせいたします。

<令和3年4月1日以降に公告又は指名（見積）通知をする案件から実施>

1 特例監理技術者の取扱いについて

建設業法第26条第3項ただし書の規定により、監理技術者を専任配置すべき建設工事について、当該監理技術者の職務を補佐するものとして、監理技術者に準ずるものとして政令で定める者（以下、「監理技術者補佐」という。）を当該建設工事に専任配置する場合には、当該監理技術者の専任を要しないこととされました。

本市においても、次に掲げる要件のすべてを満たしている場合、監理技術者が2件まで兼任することを認めます。

- (1) 建設業法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で配置できる場合
- (2) 公告又は指名（見積）通知書で主任又は監理技術者の専任配置をもとめていない場合
- (3) 請負金額の額が2億円未満である場合
- (4) 特記仕様書に兼任できる旨の明示がされている場合
- (5) 低入札調査基準価格を下回る価格により落札し契約するものでない場合
- (6) 特定建設工事共同企業体として契約するものでない場合
- (7) 兼任する工事が、千葉市が発注する建設工事であること

※ 本制度の詳細については、令和3年3月24日付「建設工事等における技術者等の取扱いについて」にてご確認ください。

2 現場代理人の配置制限緩和について

これまで、本市発注の建設工事に従事する現場代理人については、業種・請負金額等の条件によって、2件まで兼任可能としておりましたが、以下のとおり、配置制限を緩和いたします。

改 正 前		改 正 後	
対象の業種及び請負金額	兼任可能な件数	対象の業種及び請負金額	兼任可能な件数
建築一式工事 請負金額 7,000 万円未満	2 件まで	建築一式工事 請負金額 7,000 万円未満	<u>3 件まで</u>
その他の工事 請負金額 3,500 万円未満		その他の工事 請負金額 3,500 万円未満	

※上記金額以上の工事については、従前のとおり専任配置となります。

以上